

令和 5 年 3 月 22 日

株式交換に係る事前開示事項

東京都渋谷区道玄坂 1-2-3
GMO フィナンシャルホールディングス株式会社
代表執行役社長 石村 富隆

当社（以下「GMO-FH」といいます。）は、GMO コイン株式会社（以下「GMO-Coin」といいます。）との間で、令和 5 年 3 月 22 日付で株式交換契約を締結し、令和 5 年 4 月 13 日を効力発生日として、GMO-FH を株式交換完全親会社、GMO-Coin を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」といいます。）を行うことと致しました。つきましては、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条の規定に従い、下記のとおり、GMO-FH の事前開示事項を備え置きます。

記

1. 株式交換契約の内容に関する事項
別紙 1 のとおりです。
2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 本件株式交換に係る割当ての内容

会社名	GMO-FH (株式交換完全親会社)	GMO-Coin (株式交換完全子会社)
本件株式交換に係る割当比率 (株式交換比率)	1	507
本件株式交換により交付する 株式数	GMO-FH 普通株式：4,182,750 株	

(注1) 株式交換比率

GMO-FH は、GMO-Coin の普通株式 1 株に対して、GMO-FH の普通株式 507 株を割当交付します。但し、本件株式交換の効力発生日前において GMO-FH が保有する GMO-Coin の普通株式 (23,367 株) については、本件株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表に記載の本件株式交換に係る株式交換比率は、株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、GMO-FH 及び GMO-Coin の間で協議の上、変更されることがあります。

(注2) 本件株式交換により交付する GMO-FH の普通株式数

GMO-FH は、本件株式交換に際して、GMO-FH が GMO-Coin の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における GMO-Coin の株主に対して、その保有する GMO-Coin 株式に代えて、株式交換比率に基づいて算出した数の GMO-FH 株式を割当交付いたします。本件株式交換により交付される GMO-FH の普通株式の数は 4,182,750 株となる予定です。なお、当該普通株式の交付は株式の新規発行によって行われる予定です。

(注3) 単元未満株の取扱い

本件株式交換に伴い、GMO-FH の単元未満株式 (100 株未満) を保有することとなる GMO-Coin の株主の皆様については、GMO-FH の以下の制度をご利用することができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満

株式を売却することはできません。

1 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、GMO-FHに対し自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

2 単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項の規定によるGMO-FHの定款の定めに基づき、GMO-FHに対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数（100株）となる数のGMO-FH株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

(2) 交換対価の総数の相当性に関する事項

本件株式交換に係る株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、GMO-FHは、GMO-FH及びGMO-Coinから独立した第三者算定機関である株式会社大和総研（以下「大和総研」といいます。）に、GMO-FH及びGMO-Coinの株式価値並びに株式交換比率の算定を依頼しました。大和総研は、GMO-FH及びGMO-Coinの関連当事者には該当せず、本件株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

大和総研は、交換対価となるGMO-FHの普通株式について、東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用し、令和5年3月20日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、算定基準日を含む直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の株価終値の単純平均値に基づき算定しております。算定されたGMO-FHの普通株式の1株当たりの株式価値の評価レンジは以下のとおりです。

採用した算定手法	株式交換比率算定の基礎となる1株当たりの価値の評価レンジ
市場株価法	551円～579円

これに対して、大和総研は、GMO-Coinの普通株式について、GMO-Coinが非上場会社であるため、その株式価値の源泉は将来の収益獲得能力にあることから、将来の事業活動の状況に基づく収益獲得能力を評価に反映するためにDCF法を採用してGMO-Coinの株式価値を算定しております。算定されたGMO-Coinの普通株式の1株当たりの株式価値の評価レンジは以下のとおりです。なお、大和総研がDCF法の算定の基礎としたGMO-Coinの事業計画において、大幅な増減益や資産・負債の大幅な変動が見込まれている事業年度はありません。また、GMO-Coinの事業計画は、本件株式交換を前提としたものではありません。

採用した算定手法	株式交換比率算定の基礎となる1株当たりの価値の評価レンジ
DCF法	253,961円～310,808円

上記算定手法によるGMO-FHの普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の評価レンジは以下のとおりとなります。

採用した算定手法		株式交換比率の算定結果
GMO-FH	GMO-Coin	
市場株価法	DCF法	438.63～564.07

GMO-FHは、大和総研から提出を受けた株式交換比率に関する算定書を踏まえて、GMO-FH及びGMO-Coinの財務状況・業績動向等の要因を総合的に勘案した上で、GMO-Coinとの間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、上記(1)記載の株式交換比率は大和総研が算定した株式交換比率の範囲内であり、中央値に近い数値

となっており、それぞれの株主の利益を損ねるものではなく妥当であるとして合意に至ったものです。なお、株式交換比率は、算定の前提となる諸条件について重大な変更が生じた場合、GMO-FH と GMO-Coin との間での協議により変更されることがあります。

(3) 交換対価として株式交換完全親会社の株式を選択した理由

本件株式交換後のグループ全体の資本政策及び GMO-FH の株式は東京証券取引所に上場されており、換価が容易であるため、GMO-Coin の株主の利益への配慮から、選択しております。

(4) 株式交換完全子会社の株主の利益を害さないように留意した事項

GMO-FH は、GMO-Coin の株主の利益を害さないよう、以下の措置を実施しております。

まず、上述のとおり、GMO-FH は、GMO-FH 及び GMO-Coin から独立した第三者算定機関である大和総研に、GMO-FH 及び GMO-Coin の株式価値並びに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果の株式交換比率の範囲内でそれぞれの取締役会にて株式交換比率について協議し、本件株式交換を行うことを決議しました。

次に、GMO-Coin は、本件株式交換を決議した令和 5 年 3 月 22 日開催の取締役会においては、GMO-Coin の取締役 5 名のうち、代表取締役の高島秀行氏は GMO-FH の取締役及び代表執行役を、また、代表取締役の石村富隆氏は GMO-FH の取締役及び代表執行役を兼務していることに鑑み、利益相反を回避する観点から同氏らを除く他の 3 名の取締役により審議の上、その全員の賛成により本件株式交換の実施を決議しております。なお、高島秀行氏及び石村富隆氏は、同じく利益相反を回避する観点から、本件株式交換に係る協議・交渉に参加しておりません。また、GMO-Coin の監査役である山本樹氏は、GMO-FH の取締役を兼務していることに鑑み、同取締役会における審議に参加しておりません。

(5) 株主交換完全親会社の資本金又は準備金の額に関する事項を相当とする理由

本件株式交換により増加する GMO-FH の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従って、GMO-FH が適当と定める金額とします。かかる扱いは、法令並びに GMO-Coin 及び GMO-FH の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

(6) 支配株主との取引等に関する事項

① 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本件株式交換においては、GMO インターネットグループ株式会社が GMO-FH 株式 65.21%、GMO-Coin 株式 20.87%を保有するそれぞれの大株主であり、GMO-FH の少数株主との間で利益相反が生じ得る構造が存在することから、GMO-FH では、支配株主との重要な取引等を行う場合に準じて以下のとおり公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じております。GMO-FH が 2022 年 5 月 25 日に開示したコーポレートガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「親会社である GMO インターネット株式会社※（以下、GMO インターネットという）と、その子会社及び関連会社（以下、GMO インターネットと合わせて GMO インターネットグループという）との取引については、少数株主保護の観点から、取引条件の経済的合理性を保つために定期的に契約の見直しを行っており、新規取引につきましても、市場原理に基づき、その他第三者との取引条件との比較などからその取引の是非を慎重に検討し、判断しております。」

※2022 年 9 月 1 日付で「GMO インターネットグループ株式会社」へと商号を変

更しております。

GMO-FH は、本件株式交換においても、下記のと通りの措置を講じており、上記指針に適合していると判断しております。

②公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

GMO-FH 及び GMO-FH の連結子会社は、少数株主保護の観点から、親会社等の指示や事前承認によらず、独自に経営の意思決定を行っており、事業を展開するうえで特段の制約はなく、経営の独立性は確保されております。

本件株式交換は、GMO-FH を株式交換完全親会社とし、GMO-Coin を株式交換完全子会社とする株式交換であり、本件株式交換に用いられる株式交換比率の検討に際しては、その公平性・妥当性を確保するため、GMO-FH 及び GMO-Coin から独立した第三者算定機関である大和総研に、両社の株式価値、株式交換比率の算定を依頼しました。算定書の概要は、上記(2)をご参照ください。なお、大和総研から、株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、利益相反を回避するための措置に関する事項として、2023年3月22日開催の GMO-FH 取締役会における本件株式交換に関する審議及び決議については、GMO インターネットグループ株式会社の取締役を兼任する安田昌史氏、GMO-Coin の取締役を兼任する高島秀行氏及び石村富隆氏、監査役を兼任する山本樹氏を除いた取締役のみで行っております。

③当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係がない者から入手した意見の概要

GMO-FH は、GMO-FH の独立役員である社外取締役普世芳孝氏、久米雅彦氏及び東道佳代氏より、(A) 本件株式交換は企業価値を向上させるための行為として合理性に疑わしい部分はないこと、(B) 株式交換比率に関する算定書は、我が国において多数の実績を有する大手事業者であり、GMO-FH 及び GMO インターネットグループ株式会社から独立した第三者機関により作成されており、算定基礎に不合理な点は見られず、算定方法及び算定結果は合理的なもの認められるところ、これを踏まえて対等に交渉した結果として決定され、かつ、算定書の評価の範囲内に収まるものとなっている株式交換比率は、公正性及び妥当性が認められること、(C) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得、協議・交渉における GMO インターネットグループ株式会社の影響力の排除及び意思決定時の利益相反回避の措置が採られていることから、本件株式交換の意思決定過程に公正性及び適法性を疑わせるような特段の事情は認められないと考えられ、総合的に検討すると、本件株式交換の決定は GMO-FH の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を 2023年3月22日付で入手しております。

3. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はございません。

4. 株式交換完全子会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときの当該臨時計算書類等の内容

該当事項はございません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときのその内容

該当事項はございません。

5. 株式交換完全親会社に関する事項
株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときのその内容
該当事項はございません。
6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項
本件株式交換について会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べることができる債権者はおりませんので、該当事項はございません。
7. 事前開示事項の備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときの変更後の当該事項
変更がございましたら、直ちに開示致します。

以上

株式交換契約書

GM0 フィナンシャルホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び GM0 コイン株式会社（以下「乙」という。）は、甲及び乙の株式交換について、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

本件株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、以下の各号に定めるとおりである。

(1) 株式交換完全親会社

商号：GM0 フィナンシャルホールディングス株式会社
住所：東京都渋谷区道玄坂 1-2-3

(2) 株式交換完全子会社

商号：GM0 コイン株式会社
住所：東京都渋谷区道玄坂 1-2-3

第3条（本件株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

- 1 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換が効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）の株主（第7条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本件割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式の合計数に507を乗じて得た数の甲の株式を交付する。
- 2 甲は、本件株式交換に際して、本件割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき、甲の株式507株の割合をもって甲の株式を割り当てる。
- 3 甲が前二項の規定に従って本件割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令等の規定に基づき処理するものとする。

第4条（資本金及び準備金の額）

本件株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条の規定に従って、甲が適当に定める。

第5条（効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、令和5年4月13日とする。但し、本件株式交換に係る手続の進行その他の事由により必要がある場合は、甲及び乙は協議の上、書面による合意によって本件効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会）

- 1 甲は、本件株式交換について、会社法第796条第2項に定める簡易株式交換の規定により、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。
- 2 乙は、令和5年4月11日までに、本契約及び本件株式交換に必要な事項に関する株主総会の承認を得るものとする。

第7条 （自己株式の消却）

本件株式交換に関してなされる会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて乙が自己株式を取得した場合、乙は、本件効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時の直前時において保有することとなる自己株式（取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第8条 （会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、本件効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理をし、通常の業務の範囲外の行為をするときは、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを実行する。

第9条 （本契約の変更等）

本契約締結日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙のいずれかの経営状態若しくは資産状態に重大な変動が生じたときは、又は本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は速やかに協議の上、本契約に定める本件株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 （本契約の効力）

本契約は、本件効力発生日の前日までに、乙の株主総会の決議による本契約の承認又は法令等に基づき本件株式交換に必要とされる関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条 （裁判管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 （協議事項）

本契約に定めのない事項、又は本契約の条項の解釈について疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議のうえ、解決するものとする。

[以下余白]

本契約成立の証として、甲及び乙は、本契約の原本となる電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後電子サインを施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和5年3月22日

甲 東京都渋谷区道玄坂 1-2-3
GMO フィナンシャルホールディングス株式会社
代表執行役社長 石村 富隆

乙 東京都渋谷区道玄坂 1-2-3
GMO コイン株式会社
代表取締役社長 石村 富隆

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	107,783	流動負債	95,889
現金及び預金	10,880	預り金	4,797
預託金	24,103	預り暗号資産	61,948
預け金	2,682	借入暗号資産	2,987
自己保有暗号資産	3,575	受入保証金	20,763
利用者暗号資産	61,937	デリバティブ取引	115
差入保証金	1,770	約定見返勘定	208
差入保証暗号資産	499	短期借入金	4,500
デリバティブ取引	1,743	未払金	60
未収入金	485	未払費用	460
その他	105	未払法人税等	11
		賞与引当金	25
		その他	9
固定資産	346	固定負債	6,000
有形固定資産	3	長期借入金	6,000
器具備品	3		
無形固定資産	330	負債合計	101,889
ソフトウェア	220	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	110	株主資本	6,241
投資その他の資産	12	資本金	1,100
繰延税金資産	9	資本剰余金	2,658
その他	6	資本準備金	2,658
貸倒引当金	△3	利益剰余金	2,483
		その他利益剰余金	2,483
		繰越利益剰余金	2,483
		純資産合計	6,241
資産合計	108,130	負債純資産合計	108,130

損益計算書

(自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		3,676
暗号資産売買等損益	2,380	
受入手数料	1,296	
営業費用		
販売費及び一般管理費		3,759
営業利益		△83
営業外収益		505
為替差益	502	
その他	2	
営業外費用		1,254
支払利息	334	
デリバティブ損失	641	
支払報酬	278	
経常利益		△832
特別損失		243
顧客損失補填金	241	
子会社株式売却損	2	
税引前当期純利益		△1,076
法人税等		324
法人税、住民税及び事業税	30	
法人税等調整額	293	
当期純利益		△1,400

株主資本等変動計算書

(自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金		
2022 年 1 月 1 日残高	1,100	2,658	3,883	7,641	7,641
当期変動額			△1,400	△1,400	△1,400
当期純利益			△1,400	△1,400	△1,400
当期変動額合計			△1,400	△1,400	△1,400
2022 年 12 月 31 日残高	1,100	2,658	2,483	6,241	6,241

個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）の規定に準拠して作成しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

器具備品 5年～10年

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、耐用年数は、次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

(2) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。

(3) 収益および費用の計上基準

当社は、暗号資産の売買及び暗号資産店頭デリバティブ取引を営んでおり、顧客（国内居住者に限る）に対し、約款等に基づいて暗号資産の取引所として顧客間の取引の約定成立を履行する義務及び顧客から預かった暗号資産建玉を保管する義務を負っております。当該履行義務はそれぞれ約定日及び営業日が切り替わる時点で充足されることから、約定日及び営業日が切り替わる時点（一時点）で収益を認識しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

②デリバティブの会計処理

時価法を採用しております。

③外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建資産及び負債は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

④暗号資産取引に係る会計処理

暗号資産取引に係る損益（評価損益を含む）は、損益計算書上の暗号資産売買等損益として計上しております。また、活発な市場が存在する保有暗号資産は市場価格に基づく価額をもって貸借対照表に計上するとともに、帳簿価額との差額は暗号資産売買等損益として計上しております。

また、預託者から預かっている暗号資産は、貸借対照表上、利用者暗号資産及び預り暗号資産としてそれぞれ資産及び負債に計上し、保有する暗号資産と同様の方法により評価を行っており、評価損益は計上しておりません。

暗号資産取引に係る利用者からの預り金は、資金決済法第 63 条の 11 第 1 項の規定に基づき、暗号資産交換業者に関する内閣府令第 26 条に定める方法により分別管理しており、貸借対照表上の預託金に計上しております。

⑤暗号資産証拠金取引の会計処理

暗号資産証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を損益計算書上の暗号資産売買等損益として計上しております。

なお、評価損益は、暗号資産証拠金取引の未決済ポジションの建値と時価の差額を取引明細ごとに算定し、これらを顧客ごとに合算し損益を相殺したうえで、これと同額を貸借対照表上のデリバティブ取引勘定に計上しております。

暗号資産証拠金取引に係る利用者からの受入保証金は、金融商品取引法第 43 条の 3 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第 143 条第 1 項第 1 号に定める方法により分別管理しており、貸借対照表上の預託金に計上しております。

⑥関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

暗号資産の差入については差入保証暗号資産を計上しており、差し入れた暗号資産はすべて活発な市場が存在することから市場価格に基づく価額をもって貸借対照表に計上するとともに、帳簿価額との差額は暗号資産売買等損益として計上しております。

暗号資産の借入については借入暗号資産を計上しており、借り入れた暗号資産はすべて活発な市場が存在することから市場価格に基づく価額をもって貸借対照表に計上するとともに、帳簿価額との差額は暗号資産売買等損益として計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44 - 2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る注記」の「(3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産

9 百万円

5. 暗号資産に関する注記

(1) 暗号資産の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額
保有する暗号資産 (預託者から預かっている暗号資産を除く) (* 1)	4,075 百万円
預託者から預かっている暗号資産	61,937 百万円
合計	66,012 百万円

(* 1) 貸借対照表上の「自己保有暗号資産」の他、「差入保証暗号資産」を含めております。

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び貸借対照表計上額

①活発な市場が存在する暗号資産

種類	保有数量 (単位)		貸借対照表計上額
ビットコイン	923.448	BTC	2,006 百万円
イーサリアム	5,288.704	ETH	833 百万円
ビットコインキャッシュ	6,674.341	BCH	85 百万円
ライトコイン	13,324.930	LTC	122 百万円
リップル	11,224,526.733	XRP	504 百万円
ネム	22,146,935.218	XEM	83 百万円
ステラ	3,326,241.400	XLM	31 百万円
ベーシックアテンショントークン	1,348,088.495	BAT	29 百万円
オーエムジー	190,973.625	OMG	25 百万円
テゾス	202,070.236	XTZ	19 百万円
クアンタム	40,700.970	QTUM	9 百万円
エンジンコイン	241,761.512	ENJ	7 百万円
ポルカドット	172,981.930	DOT	98 百万円
コスモス	90,707.927	ATOM	111 百万円
モナコイン	74,326.940	MONA	3 百万円
シンボル	2,629,218.286	XYM	10 百万円
カルダノ	476,642.772	ADA	15 百万円
メイカー	86.770	MKR	5 百万円
ダイ	121,966.070	DAI	15 百万円
チェーンリンク	15,414.535	LINK	11 百万円
F C R コイン	65,143,145.000	FCR	15 百万円
ドージコイン	1,227,866.753	DOGE	11 百万円
ソラナ	3,244.282	SOL	4 百万円
ボバ	564,205.084	BOBA	11 百万円

②活発な市場が存在しない暗号資産

該当事項はございません。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

器具備品

2 百万円

(2) 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務

457 百万円

長期金銭債務

6,000 百万円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

587 百万円

営業取引以外の取引による取引高

291 百万円

(2) 特別損益の内訳

特別損失

2022年5月18日に実施したF C R コインのI E Oについて、

取引開始後、当選したF C R コインが売却出来ない事象が

発生したことによる対象顧客への損失補填

241 百万円

子会社株式売却損

2 百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 31,617 株 |
|------|----------|
- (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はございません。
- (3) 配当に関する事項
- ①配当金支払額
該当事項はございません。
- ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はございません。
- (4) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数に関する事項
該当事項はございません。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金等によるものです。

10. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、暗号資産の売買および店頭暗号資産証拠金取引を提供しております。暗号資産の売買においては、顧客との間で当社が取引の相手方となって取引を行うため、顧客の売り注文に対しては、当社は暗号資産のポジション（持ち高）が発生することとなり、顧客の買い注文に対する備えとして、暗号資産のポジションを一定水準維持する必要があります。また、店頭暗号資産証拠金取引においても、暗号資産の売買と同様に、顧客との間で当社が取引の相手方となって取引を行うため、取引の都度、当社は店頭暗号資産証拠金取引に係るポジションが発生します。これらの取引を提供するにあたって、暗号資産のポジションを確保するため及びポジションの価格変動リスクを低減するため、他の暗号資産交換業者等との間でカバー取引を行っていることから、十分な資金をカバー先暗号資産交換業者等に預け入れております。

また、暗号資産関連取引に係る利用者からの預託金は、暗号資産交換業者の分別管理に関する規定に基づき、適正に管理しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

預金はすべて普通預金であり、預け先の信用リスクを有しておりますが、預入の銀行はいずれも信用度の高い銀行であります。

預託金は、主として関連法令の要求に基づき顧客からの預り金銭を信託銀行に信託している預託金であり、信託銀行が破綻しても信託法によりその財産は保全されることになっております。

受入保証金は、店頭暗号資産証拠金取引において、顧客が差し入れている証拠金であり、当該証拠金を超える損失が発生した場合に、顧客に対し超過損失分の金銭債権が生じることで、当該金銭債権について信用リスクを有しております。

預り金は、主として暗号資産売買取引による顧客からの預り金であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に営業取引に係る運転資金であり、流動性リスクを有しております。

店頭暗号資産証拠金取引に係るポジションは、暗号資産を原資産としていることから、市場リスクを有しております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

取引先毎について一定の社内基準により選別し、定期的に信用状況等の変化を確認するこ

と等により与信管理を行っております。また、店頭暗号資産証拠金取引において顧客との間で発生しうる信用リスクについては、自動ロスカット制度を採用することにより、当該リスクの発生可能性を低減しております。

ロ. 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

ハ. 市場リスク（市場価格の変動に係るリスク）の管理

顧客との間で発生する店頭暗号資産証拠金取引のポジションについては、他の顧客の反対売買取引と相殺する店内マリーや、保有する原資産となる暗号資産の数量を他の暗号資産交換業者等との売買によって調整することで、価格変動リスクを低減しております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金	6,000	6,000	0
負債計	6,000	6,000	0
デリバティブ取引（*1）	1,628	1,628	—

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

現金及び預金、預り金、受入保証金、約定見返勘定、短期借入金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

預託金、預け金、差入保証金については、当社の要求に応じて引出が可能であり、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、店頭暗号資産証拠金取引及び外国為替証拠金取引であります。店頭暗号資産証拠金取引の時価は、原資産が活発な市場が存在する暗号資産であることから、時価は事業年度末の市場価格により算定しております。また外国為替証拠金取引の時価は、事業年度末の直物為替相場により算定しております。

店頭暗号資産証拠金取引及び外国為替証拠金取引について、決算日における契約額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	暗号資産証拠金取引				
	売建	4,723	—	1,672	1,672
	買建	2,138	—	△88	△88
	外国為替証拠金取引				
	売建	3,162	—	43	43
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	1,628	1,628

1 1. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	GMOフィナンシャルホールディングス株式会社	（被所有） 直接 73.9	役員の兼任 役務の受入 資金の借入	資金の返済（注1）	2,000	短期借入金	—
				支払利息（注1）	1	未払費用	—
				資金の借入（注2）	3,000	長期借入金	4,500
				資金の返済（注2）	2,000		
				支払利息（注2）	200	未払費用	36
親会社	GMOインターネットグループ株式会社	（被所有） 直接 20.8 間接 48.4	役員の兼任 役務の受入 資金の借入	資金の返済（注2）	1,000	長期借入金	1,500
				支払利息（注2）	88	未払費用	12

(注1) 親会社との間で極度貸付契約を締結しております。利率については、市場金利を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。

(注2) 親会社との間で劣後タームローン契約を締結しております。利率については、市場金利を勘案して決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員が議決権の過半数を所有している会社	Fitech Source, Inc. (注1)	（被所有） 直接 2.3	—	システム開発・保守（注2）	513	未払費用	42

(注1) 当社役員が自己の計算において議決権の過半数を所有しております。

(注2) 当社のシステム開発・保守を委託しております。取引金額については Fitech Source, Inc. より提示された金額を基礎として交渉の上、決定しております。

1 2. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

197,401円15銭

(2) 1株当たり当期純損失（△）

44,299円72銭

1 3. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

事業報告

自 2022 年 1 月 1 日

至 2022 年 12 月 31 日

I. 株式会社の状況に関する重要な事項

事業の経過及びその成果

当社は、2016年10月に設立し、2017年5月より正式にサービスを開始いたしました。以降、スマートフォンアプリの提供、取引所サービスの開始等、サービスの継続的な改善に努めました。また、2020年5月に第一種金融商品取引業者に登録されております。当事業年度は、前事業年度から継続した取り組みに加え、新規取扱銘柄として、カルダノ、メイカー、ダイ、チェーンリンク、ドージコイン、ソラナの6銘柄を追加しました。また、2022年1月には「大口出金」サービスの提供を開始、5月には国内2例目となるIEO（Initial Exchange Offering）を実施し、FCRコインの取り扱いを開始、9月には「法人口座」現物取引や「貸暗号資産プレミアム」サービス提供を開始するほか、ステーキング取扱銘柄の拡充等、より充実した取引環境の提供を行うとともに、チャットやメールでのサポート体制や内部体制の一層の強化にも注力してまいりました。特にマネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の対策については、経営上の重要な課題として経営陣の積極的な関与の下、リスクに応じた取り組みを適切に行っており、今後もトラベルルールなどに継続して適切に対応することとしております。

一方、暗号資産市場においては、5月にはステーブルコインのテラUSD等の暴落のほか、暗号資産レンディング業者のセルシウス・ネットワークやブロックファイ、暗号資産交換業者のFTXトレーディング等、大手事業者の破綻が複数あり、市場にかつて例を見ないほどの不安や悲観をもたらし、投資意欲を減退させております。

さらには、厳しい市況を受け、やむなく中止の決定をしたプロジェクトに係る支払報酬278百万円を営業外費用に、FCRコインのIEOについて、取引開始後、当選したFCRコインが売却出来ない事象が発生したことによる対象顧客への損失補填を日本暗号資産取引業協会の承認を経た上で実施し、241百万円を特別損失に計上しております。

こうした厳しい市場動向や当社の活動の結果、当事業年度の営業収益は3,676百万円にとどまり、営業利益は△83百万円、経常利益は△832百万円、当期純利益は△1,400百万円となりました。

II. 業務の適正を確保するための体制

[決定内容]

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「文書管理規程」及びシステムリスクに関する規程等に定めるものとする。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの管理に関する体制については、「リスク管理規程」に定めるものとし、システムリスクの管理に関する体制については、システムリスクに関する規程等に定めるものとする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「組織・業務分掌規程」及び「決裁基準表」に従い、取締役に業務を分掌させることにより、その職務の執行が効率的に行われることを確保するものとする。

4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、「内部管理態勢の具体的な方針」及び「コンプライアンスに係る基本的な方針等に関する規程」に定めるものとする。

5. 監査役の補助者に関する事項

(1) 監査役は、会社に対し、その職務を補助すべき使用人（以下「補助者」という。）を置くことを求めることができる。会社は、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

(2) 会社は、監査役全員の同意がなければ、その補助者の異動又は懲戒をしてはならない。

(3) 監査役の指示の実効性を確保するため、監査役の補助者は、他の部署を兼務しないものとする。ただし、監査役全員の同意がある場合は、この限りでない。

6. 監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、次に掲げる場合には、遅滞なく、必要な事項を監査役に報告するものとする。

- ①取締役が不正の行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるとき。
- ②法令若しくは定款に違反する事実又は著しく不当な事実があると認めるとき。
- ③監査役が報告を求めたとき。

(2) 会社は、前項の報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

7. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、「稟議規程」及び「決裁基準表」に従い、代表取締役又は取締役会の承認を受けて、会社に対し、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還を求めることができる。代表取締役及び取締役会は、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

8. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、必要があると認めるときはその職務に関し、弁護士、公認会計士その他の専門家に相談することができる。

[運用状況の概要]

1. 取締役会の開催状況

当事業年度は取締役会を14回開催し、業務運営状況の報告や議案に関する審議を行いました。

2. 規程等の見直し

業務や内部体制の状況に合わせ、暗号資産管理や不公正取引防止のための規程類の改定を行いました。

III. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

IV. 親会社等との取引に関する事項

当社親会社であるGMOインターネットグループ株式会社及びGMOフィナンシャルホールディングス株式会社とは、主に役員の兼任、役務の受入れ及び資金の借入などの取引をおこなっております。

当社は、決裁基準表に関連当事者取引に関する事項を定めており、当決裁基準表に従い取引毎に適正性及び妥当性を取締役会にて判断しております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 辞任した会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

以上

監査役の監査報告書（謄本）

監査報告書

2022年1月1日から2022年12月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役山本 樹は、監査の方針、職務の分担等に従い、監査を実施いたしました。具体的には取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

監査役山本 樹は、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類とその附属明細書は当社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しております。

2023年2月17日

GMOコイン株式会社

監査役 山本 樹 